

弓削町 生名村 岩城村 魚島村

合併協議会だより

第16号

2004. 9月

発行/上島合併協議会 〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210番地 弓削町役場内 TEL0897-77-2500 FAX0897-77-4011

上島町の新しい住所表示は

上島町の住所表示は下記のとおりです。

※郵便番号と電話番号の変更はありません。

| 旧の住所表示 | 上島町の住所表示 | よみかた |
|--------------|----------------|------------------------|
| 越智郡弓削町久司浦 | 越智郡上島町弓削久司浦 | かみじまちょうゆげくしうら |
| 〃 沢津 | 〃 弓削沢津 | 〃 ゆげさわづ |
| 〃 上弓削 | 〃 弓削上弓削 | 〃 ゆげかみゆげ |
| 〃 引野 | 〃 弓削引野 | 〃 ゆげひきの |
| 〃 明神 | 〃 弓削明神 | 〃 ゆげみょうじん |
| 〃 下弓削 | 〃 弓削下弓削 | 〃 ゆげしもゆげ |
| 〃 太田 | 〃 弓削太田 | 〃 ゆげおおた |
| 〃 土生 | 〃 弓削土生 | 〃 ゆげはぶ |
| 〃 鎌田 | 〃 弓削鎌田 | 〃 ゆげかまだ |
| 〃 日比 | 〃 弓削日比 | 〃 ゆげひび |
| 〃 藤谷 | 〃 弓削藤谷 | 〃 ゆげふじたに |
| 〃 狩尾 | 〃 弓削狩尾 | 〃 ゆげかりお |
| 〃 大谷 | 〃 弓削大谷 | 〃 ゆげおおたに |
| 〃 豊島 | 〃 弓削豊島 | 〃 ゆげとよしま |
| 〃 佐島 | 〃 弓削佐島 | 〃 ゆげさしま |
| 〃 百貫 | 〃 弓削百貫 | 〃 ゆげひゃっかん |
| 越智郡生名村 | 越智郡上島町生名 | かみじまちょういきな |
| 越智郡岩城村 | 越智郡上島町岩城 | かみじまちょういわぎ |
| 越智郡魚島村 1 番耕地 | 越智郡上島町魚島 1 番耕地 | かみじまちょううおしまいちばん こうち |
| 〃 2 番耕地 | 〃 魚島 2 番耕地 | かみじまちょううおしまにばん こうち |
| 〃 3 番耕地 | 〃 魚島 3 番耕地 | かみじまちょううおしまさんばん こうち |

住所表示の変更により必要となる手続き等

合併により、住所の変更の手続きが必要となる場合があります。下表を参考に手続き等を行って下さい。

- 手続きに必要な「住所変更証明書」は、平成16年10月1日以降に各窓口において発行します。(手数料は無料です。)
- 「手続きが不要な事項」についても、ご本人の希望により住所表示の変更をすることができるものがありますので、ご希望の方は、担当窓口にお問い合わせ下さい。

■役場での手続き関係

【印鑑登録証等】

| 項目 | 該当者 | 手続き方法等 |
|-----------|-----------|--|
| 印鑑登録証 | 左記登録証の所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、来庁の機会に新しい登録証を交付します。 |
| 住民基本台帳カード | 左記カードの所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、来庁の機会に修正します。 |
| 外国人登録証明証 | 左記証明証の所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 合併後、来庁の機会に修正します。 |

【国民健康保険関係】

| 項目 | 該当者 | 手続き方法等 |
|------------------------|-------------|--|
| 国民健康保険被保険者証 | 左記被保険者証の所持者 | 新しい被保険者証・受給者証・認定証・受療証を9月末までに交付します。 10月1日以降、医療機関にかかる場合には必ず新しい被保険者証・受給者証・認定証・受療証を提示して下さい。 ※ 交付方法等については、9月中に各町村の広報・回覧等でお知らせします。 |
| 国民健康保険高齢受給証 | 左記受給者証の所有者 | |
| 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 左記認定証の所有者 | |
| 国民健康保険特定疾病療養受療証 | 左記受療証の所有者 | |

【年金関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|------|---------|-------------------|
| 国民年金 | 国民年金加入者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |

【老人医療関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|-----------------------|------------|--|
| 老人保健医療受給者証 | 左記受給者証の所持者 | <p>新しい受給者証・受療証・認定証を9月末までに交付します。</p> <p>10月1日以降、医療機関にかかる場合には必ず新しい受給者証・受療証・認定証を提示して下さい。</p> <p>※ 交付方法等については、9月中旬に各町村の広報・回覧等でお知らせします。</p> |
| 老人保健特定疾病療養受療証 | 左記受療証の所有者 | |
| 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 | 左記認定証の所有者 | |

【母子保健関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|--------------------------------------|---------------|--|
| 母子家庭医療費受給者証 | 左記受給者証の所持者 | <p>新しい受給者証・受給資格証を9月末までに交付します。</p> <p>10月1日以降、医療機関にかかる場合には必ず新しい受給者証・受給資格証を提示して下さい。</p> <p>※ 交付方法等については、9月中旬に各町村の広報・回覧等でお知らせします。</p> |
| 乳幼児医療費受給資格証 | 左記受給資格証の所有者 | |
| 母子健康手帳 | 左記手帳の所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 妊婦健康診査受診票 乳児一般健康診査受診票 予防接種の問診票 | 左記受診票・問診票の所有者 | 旧町名で発行された受診票・問診票は、10月1日以降も使用できます。 |

【児童関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|------------|----------|-------------------|
| 児童扶養手当証書 | 左記手当の受給者 | 合併後に新住所の証書を交付します。 |
| 特別児童扶養手当証書 | | |

【身障者関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|----------------|------------|--|
| 身体障害者手帳 | 左記手帳の所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手帳と印鑑を持参のうえ手続きを行って下さい。 |
| 療育手帳 | | |
| 戦傷者手帳 | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | |
| 特定疾患医療費受給者証 | 左記受給者証の所有者 | 新しい受給者証を9月末までに交付します。 10月1日以降、医療機関にかかる場合には必ず新しい受給者証を提示して下さい。 ※ 交付方法等については、9月中に各町村の広報・回覧等でお知らせします。 |
| 重度心身障害者医療費受給者証 | | |

【介護保険関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|--|-------------|--|
| 介護保険被保険者証 | 左記被保険者証の所持者 | 新しい被保険者証・認定証を9月末までに交付します。 10月1日以降、介護サービスを利用する場合は、サービス提供事業者や施設に必ず新しい被保険者証・認定証を提示して下さい。 ※ 交付方法等については、9月中に各町村の広報・回覧等でお知らせします。 |
| 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 | 左記認定証の所有者 | |
| 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入居者に関する認定証） | | |
| 社会福祉法人等利用者負担減免認定証 | | |
| 介護保険標準負担額減額認定証 | | |
| 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入居者に関する認定証） | | |
| 訪問介護利用者負担額減額等認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担減額措置） | | |

【総務関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|----------|----------|-------------------|
| 交通災害共済保険 | 左記保険の加入者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |

【保育関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|-------------|----------|-------------------|
| 保育所への住所変更手続 | 保育所の入所者等 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |

【学校関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|-----------------|----------|---|
| 幼稚園・学校等への住所変更手続 | 学校等の在学者等 | 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、私立、国立の学校等については、各学校にお問い合わせ下さい。 |

【原付バイク関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|---|----------|--|
| 原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下のバイク) 及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート) | 左記標識の所有者 | 特に手続きは必要ありません。 合併後も旧町村発行のナンバープレートは使用できます。 125cc以下のバイク及び小型特殊車両(農機車を含む)のナンバープレートは、合併の日(10月1日)以降、新規に取得される方は、本庁または各総合支所で「上島町」のナンバープレートを受け取るようになります。 同様に廃車手続きも行うことができます。 |

【畜犬関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 |
|----------|-------|-------------------|
| 犬の飼い主の住所 | 犬の飼い主 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |

■官公署等での手続き

【自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係】

| 項目 | 該当者 | 手続き方法等 | 手続・問合せ先 |
|--|-----------------------------|--|--|
| 自動車運転免許証 | 自動車運転免許証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 免許証の更新時に住所変更をしてください。 | 伯方警察署 〒794-2304 越智郡伯方町木浦 (代表) TEL0897-72-0110 |
| 自動車保管場所証明書 | 自動車保管場所証明書の交付を受けている方 | 自動車保管場所証明手続きについては、 <u>当分の間</u> は現状のままで、生名村、岩城村、魚島村については引き続き適用外となります。 ※ 当分の間とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令が改正されるまでの間のことです。 | |
| 銃刀法類所持許可証 警備業務認定証など | 各許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 許可証等の満期更新時に住所変更をして下さい。 | |
| 古物営業許可証 風俗営業許可証 警備員指導教育責任者など | | | |
| 通行禁止道路通行許可証 駐車許可証 制限外許可証 制限外牽引許可証 | 左記の許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 書換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きできます。(手数料無料) | 許可証を発行した警察署の交通課 |
| 各種自動車の使用者・所有者の住所 (自動車検査証) | 軽自動車(4輪)の所有者・使用者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、返納届けをする場合は、住所の変更(用紙代40円)が必要になります。 | 軽自動車検査協会 愛媛事務所 〒791-1112 松山市南高井町 1814-2 TEL089-975-6730 |
| | 普通車及び小型二輪車(排気量250ccを越えるもの等) | 住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録等は住所変更が必要になります。 | 愛媛運輸支局 〒791-1113 松山市森松町1070 TEL089-956-1562 |
| | 軽二輪車(125cc超～250cc以下) | | |

【不動産登記（法務局）関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 | 手 続 ・ 問 合 せ 先 |
|---------------------------------------|--|--|---|
| <p>不動産所有者（土地登記簿、建物登記簿等）の住所</p> | <p>土地、建物等の登記簿に所有者として、弓削町、生名村、岩城村、魚島村の住所で登記されている方 土地、建物等の登記簿に抵当権、地上権、仮登記等の権利者として弓削町、生名村、岩城村、魚島村の住所で登記されている方</p> | <p>合併により、所有者の住所が変更になりますが、旧町村名を「上島町」として読みかえる規定（不動産登記法第59条）があります。旧住所のままで差し支える場合は、登記名義人（所有者等）の住所変更登記（非課税）を申請して下さい。 登記申請書用紙は、平成16年10月1日以降、松山地方法務局伯方出張所に備えつけてありますので、当該法務局に申請して下さい。</p> | <p>松山地方法務局 伯方出張所 TEL0897-72-0170 または、不動産の所在地を管轄する法務局</p> |
| <p>商業・法人登記の本店及び主たる事務所の変更と代表者の住所変更</p> | <p>弓削町、生名村、岩城村、魚島村に所在する会社等及びその代表者</p> | <p>(1) 商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。支店及び従たる事務所（以下「支店等」という。）の場合は、本店等を所轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を所轄する法務局に変更登記を申請することになります。（非課税） (2) 代表者の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなす規定（商業登記法第26条）があります。登記簿の記載が旧住所のままで差し支える場合は、代表者の住所変更登記（非課税）を申請して下さい。（支店等の場合は、上記1と同じ） 登記申請書用紙は、平成16年10月1日以降、松山地方法務局伯方出張所に備えつけてありますので、当該法務局に申請して下さい。</p> | <p>松山地方法務局 伯方出張所 TEL0897-72-0170 または、本店等及び支店等の所在地を管轄する法務局</p> |

■県関係の手続き

【各種営業許可・免許・資格証明関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 | 問 合 せ 先 |
|--------------------------------|-----------------|---|---|
| 食品の営業許可 | 左記許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 次回の許可更新時に、合併後の住所、所在地を記載して下さい。ただし、変更を希望される場合には、通常の変更届の手続きを行って下さい。 | 今治地方局 〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9 TEL0898-23-2500 |
| 理容・美容・旅館業・公衆浴場・クリーニング等の営業施設の許可 | 営業施設の許可等を受けている方 | 住所、所在地の変更手続きは必要ありません。 許可証の住所は合併前のもでも問題ありません。ただし、変更を希望される場合には、通常の変更届の手続きを行って下さい。 | |
| 薬局・医薬品販売業の許可 | 販売等の許可等を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 毒物・劇物販売業の許可 | 販売等の許可等を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 労働安全衛生法による免許証技能講習終了証の住所 | 左記免許証等の所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 愛媛労働局 安全衛生課 〒790-0808 松山市若草町4番3 TEL089-935-5200 |
| 旅券（パスポート） | 旅券（パスポート）の所持者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所等は、ご自身が線で抹消のうえ余白に新住所を記入して下さい。その際に、他のページに書き込みをすると、旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意下さい。 | 今治地方局 〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9 TEL0898-23-2500 |

【各種営業許可・免許・資格証明関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 | 問 合 せ 先 |
|---------------------------------|-----------|---|--|
| 危険物取扱者免状 消防設備士免状 防火管理者修了証 | 左記免許等の所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 島部消防 〒794-2303 越智郡伯方町大字 伊方甲1773-1 TEL0897-73-1131 |
| 小型船舶操縦免許証 | 左記免許等の所有者 | 住所変更の手続きは必要ありません。 次回の更新時に住所変更をして下さい。 | 愛媛運輸支局 今治海事事務所 〒794-0013 今治市片原町1-2 TEL0898-23-3223 |

■その他の手続き

【金融・保険関係】

| 項 目 | 該 当 者 | 手 続 き 方 法 等 | 問 合 せ 先 |
|-----------------------------|---------------|---|------------|
| 預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード等 | 左記預金者、カードの所有者 | 一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金融資取引等のある方は、手続きが必要になる場合がありますので、詳細については各金融機関に確認して下さい。 | 各金融機関 |
| 有価証券 保険証書など | 株式等の有価証券の所有者 | 各社で対応が異なりますので、詳細については各会社に確認して下さい。 | 各規約等に定める窓口 |
| 自賠責保険等 | 左記保険の加入者 | 各保険会社等に確認して下さい。 | 各保険会社等 |

■住所表示変更証明書（無料）を交付します。

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書（無料）を平成16年10月1日から、本庁、各総合支所の戸籍窓口で交付します。

住所変更の手続きに際し、証明書が必要な方は申請して下さい。

【合併の証明書 書式例】

| | |
|-------------------------------------|--|
| 証 明 書 | |
| 合併により平成16年10月1日から下記のように変更したことを証明する。 | |
| 記 | |
| 新 | 愛媛県越智郡 上島町 |
| 旧 | 愛媛県越智郡 弓削町 愛媛県越智郡 生名村 愛媛県越智郡 岩城村 愛媛県越智郡 魚島村 |
| 平成 年 月 日 | |
| 上島町長（職務執行者） ○ ○ ○ ○ （公印） | |

【住所の名称変更証明書 書式例】

| | | | |
|--|----------------------|----------------|------------------|
| 証 明 書 | | | |
| 市町村合併により平成16年10月1日から住所の表示を下記のように変更したことを証明する。 | | | |
| 記 | | | |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 越智郡弓削町 久司浦 } | 越智郡上島町 弓削久司浦 } | } | } |
| | | 越智郡魚島村 3番耕地 | 越智郡上島町 魚島3番耕地 |
| 平成 年 月 日 | | | |
| 上島町長（職務執行者） ○ ○ ○ ○ （公印） | | | |